

# 第13回環境社会配慮審査会

日時 平成 21年3月9日(月) 15:00~18:00

場所 JICA本部 12C会議室

## 出席委員 (敬称省略)

委員	石田 健一	東京大学海洋研究所海洋生命科学部門助教
委員	田中 充	法政大学社会学部及び政策科学研究科教授
委員	中村 玲子	ラムサールセンター事務局長
委員	野村 徹	日本シンガポール石油化学㈱代表取締役
委員	長谷川 弘	広島修道大学人間環境学部人間環境学科教授
委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際学部准教授
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
委員	藤倉 良	法政大学人間環境学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
委員	柳内 龍二	個人コンサルタント

## 欠席委員

委員	織田 由紀子	日本赤十字九州国際看護大学教授
委員	小林 正興	個人
委員	長畑 誠	いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク代表
委員	中山 幹康	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授 及び専攻長
委員	藤崎 成昭	東北大学大学院環境科学研究科教授
委員	真崎 克彦	清泉女子大学地球市民学科准教授

事務局

事務局

杉本 聡	独立行政法人国際協力機構 審査部 環境社会配慮審査第一課長
上條 哲也	独立行政法人国際協力機構 審査部 環境社会配慮審査第二課長
宮崎 明博	独立行政法人国際協力機構 審査部 環境社会配慮審査第一課
飯島 大輔	独立行政法人国際協力機構 審査部 環境社会配慮審査第二課

委員・事務局以外の発言者

池田 和彦	(株)オリエンタルコンサルタンツ
寄立 徹	(株)オリエンタルコンサルタンツ
加々木ミチ子 正典	日本工営株式会社
神下 高弘	日本工営株式会社
今村 嘉宏	独立行政法人国際協力機構 産業開発部 貿易・投資・観光課 企画役
小森 克俊	経済基盤開発部 都市・地域開発第一課 独立行政法人国際協力機構

村山委員長 それでは、時間になりましたので、第 13 回の環境社会配慮審査会を始めさせていただきます。

今日は、2 件の答申案協議ということで、最初の案件がザンビア国複合的経済特区マスタープラン調査のドラフトファイナル・レポートになります。担当委員の方から出していただいたコメントに対して対応の資料、今日用意をしていただいていますので、まず質問 3 件ですね、これをまずご説明いただいて、そこから始めたいと思います。よろしく願いいたします。

今村 本件を担当しております産業開発部今村でございます。よろしく願いいたします。

今委員長からご指摘いただきました、まず質問として 3 点、前回いただいておりますので、これに関して対応案につきましてご説明を差し上げたいと思います。

まず 1 番ですが、産業立地方針の担保、それからその担保のための工夫ということでご質問

をいただいております。こちらにつきましては、まずそのLS - MFEZ経済特区の設立に当たっては、ボードを設置いたしまして、そこでその法制度を整えることとなります。こちらに基づいて、投資を希望する企業についてはその個々のサイトにおける立地についてFSを実施しまして、その中で具体的な利用する原材料であるとか加工方法、ここに書いてございます事項を整理をすることになっております。そのFSの結果をザンビア環境委員会(EMZ)を含めた機関、関係省庁も含めまして審査を行って、その基準に合致した企業の申請が認められるということとなります。したがって、この作業の過程でチェックをしていくということが重要になります。このチェックプロセス、それから次の段に書いてございます5つの点、こうした点を基準の審査項目としまして、報告書にも整理をするということを考えてございます。

ここで報告書、11.2節と書いてございますけれども、前回までの審査会でご指摘いただきました事項、それから前回こうした提言事項が明確に、かつ誤解なくマレーシア、それからザンビア側に伝わるように工夫をすべきというご指摘をいただきましたので、当初先生方にお渡ししているドラフトファイナル・レポートは10章から成っておりますが、改めて11章という形で1章設けまして、その提言事項、それから結論事項、ここを抜き出しまして、わかりやすく整理をすることを考えてございます。ここに今、1番の対応案として書かせていただきました事項、これもこの11章に新たに項目を設けて、わかりやすく整理をするという予定であります。

それから、2番でございます。有害廃棄物の管理についてですが、MFEZ内に集中的に有害廃棄物の保管庫、これを設置しまして保管をするという計画としております。まずその保管庫の管理主体、それから保管された廃棄物の最終的な処分についてのご照会いただいております。まず、冒頭の1番のところにもございますけれども、まずその有害廃棄物を発生させる施設、こちらを原則誘致しないということにしております。ただ、その過程でどうしても発生するという場合につきましては、MFEZ内に設ける保管庫、こちらに保管をし、その管理主体はまず管理会社であるそのマネジメントカンパニーが担当いたします。その中に環境管理部門を設置いたしますので、そこが担当するということとなります。それで、最終的な処分につきましては、今回の調査ではMFEZ内ですべて処理を完結させるということではなくて、政府あるいはルサカ市といった行政区単位で計画実施をすべきという考え方で、その対応を将来検討すべきであるということを報告書の中に追記することを検討しております。

それから、3番目、排水処理ですけれども、こちらにつきまして浸透させる水量、それから区域面積についてご照会いただいております。こちらにつきましては、この対応案に書いてあ

る数字、フェーズ1においては日量最大で3,000立米、面積としましては緑地面積に相当します260ヘクタール、フェーズ2段階では日量で6,000立米、浸透面積としましては470ヘクタール、フェーズ3、最終段階になりますけれども、こちらは日量1万立米、面積としては緑地全体に当たりますけれども、770ヘクタールという数値を想定しております。

ご質問の事項に対しての対応案としては以上でございます。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、このところで、田中委員からすべてご質問いただいている点ですが、よろしいですか。

田中委員 はい。結構です。わかりました。回答わかりましたので、盛り込む事項としては、場合によっては1番とか2番とか最初にコメントとして盛り込んでもいいかもしれません。つまり、産業立地方針をきちんと担保することとか、そういう趣旨だと思います。ありがとうございます。

村山委員長 じゃ、今の点は最後にまた整理をしたいと思います。

では、次の4番からコメントですが、11番ですね、排水のところはかなりコメントをいただいていますので、ここまでお願いいたします。

今村 では、続きまして4番にまいります。排水処理についてでございます。

こちらでは、排水対策の監視体制を含むシステムづくりについてご指摘をいただいております。こちらにつきましては、対象地域、MFEZ地域に誘致される産業につきまして導入可能性のある業種をまず選択しております。その中で特に環境面から有害物の使用であるとか排水処理などの誘致条件、これは冒頭ご質問でいただいた1番に相当する部分でございますけれども、こちらのスクリーニングをかけた上で最終的に選定をされると。その選定に当たりましては、先ほど申し上げましたが、設置されるMFEZボード、ここにおいてMFEZの方針、誘致基準等を作成することとしまして、こちらでチェックをかける。また、誘致条件以外にもその污水対策等の監視の体制などを検討するということになっております。こうしたその誘致条件、それから監視体制、実施機関、こちらにつきましても、冒頭申し上げましたが、最終章、11章のところでも明確に提示をするという予定であります。

それから、5番目でございますけれども、特に污水处理の処理水の監視システム、その監視の内容を規制した監視方法等につきましてご指摘をいただいております。こちらにつきましては、前回にもご説明をいたしておりますけれども、まずそのMFEZ内で発生した污水、こちらについては基本的にそのMFEZの中で処理をする。公共下水道につなげないという原則で

おります。そのM F E Z内の汚水処理施設に入ってくる汚水、こちらにつきましては、定期的にモニタリングをするということと同時に、M F E Zの組織とは独立した形で環境管理支援組織、こちらを設立いたしまして、そのモニタリング部門が監視を行うという体制を提案しております。この支援組織ですけれども、こちらは規制主体になります。こちらが中心の組織になりますけれども、ザンビア環境委員会、それからM F E Zの中の環境管理組織、こちらと協力して、汚染原因の調査であるとか規制の監視、指導、こういったことを実施するということになります。こちらにつきましては、報告書の10章、それから最後のまとめました11章にもあわせて記載をするという予定であります。

それから、6番目の排水ガイドラインの実効性、それからモニタリングを含めた実効性、こうした分析的な記述につきましては、今申し上げましたことと若干重複しているかというふうに考えましたので、同上というふうに整理をさせていただきました。

それから、7番ですけれども、独自処理の方法につきまして、その日本での対応事例、制度、こちらを参考として紹介しておくべきというご指摘をいただいております。こちらにつきましては、日本ですとか、あるいは今回の調査で共同しておりますマレーシア、あるいは当事国でありますザンビアの例を引用文献として報告書の中で追記をしたいと考えております。

それから、8番目ですけれども、こちらはその長期的な水収支のバランスについてのご照会をいただいております。こちらにつきましては、ご指摘のとおり、このM F E Z区域内で地下水を揚水する場合には、バランスを崩すというふうに、特にルサカ市内で水不足を引き起こす可能性があるというふうに考えられます。そのため、そのマスタープランの段階では、他の集水域から水を利用すること、具体的にはルサカパーク側、こちらから水を、特に第1フェーズにおきましてはとってくるという形で計画を立てました。もちろん、開始前に、そのルサカパーク、M F E Z内、双方、観測井戸を用いて地下水位のバックグラウンドデータ、これを継続して測定をすること、モニタリングをしていくということの必要性を報告書の中で提案しております。将来問題が生じたときの対応としましては、そのモニタリングプログラム、これを水利局、ザンビア環境委員会及びルサカ市役所といったところとともに策定をいたしますので、そのモニタリングデータに基づいて、将来的に計画の見直し、規制の見直し、こういったものを含めて、水資源をどのように利用していくべきか、M F E Zに対してどのように供給していくべきかといったことを検討していくという体制を構築すべきという形で提案をしたいというふうに考えております。

それから、続きまして9番ですけれども、汚水処理の放流の方法等、こちら特に当該対象地

がルサカの水源涵養の役割を担っているということもありますので、当初から懸念された経緯をかながみで、入所者に説明をすべきというご指摘をいただいております。こちらにつきましては、この対応のところに、どのような背景に基づいて今回の形がとられているか。すなわち、その散水という形を、処理水を散布するという形をとっているかということの説明を報告書の中でも追記をするということを考えております。前回の委員会でもご説明させていただいておりますけれども、特にその周辺にある河川というのが小河川、かつ乾期には水が流れないと、水がない、漂流水がなくなるという形になっておりますので、そこに放流することは、かなり処理を施した水とはいえ、危険性という意味では少なからずあるということもありますので、M F E Zの中で処分するという方向で、調査の中で決定をいたしております。

その上で、さらにその処分の方向性、留意点等をまとめてこのようにしております。特にM F E Zの中の污水处理施設、こちらへの有害物資の混入を防止するために、こうした物質を使用することになる施設においては、その中でのみまず処理、これを管理支援組織が策定する基準に基づきまして処理を徹底する、指導する、監督するという措置をとるということ、それから污水处理水の基準ですね、こちらも厳格なものを設定しております。

それから、続きまして 10 番でございます。こちら、透水性がかなり高い土壌ということもございまして、汚水以外にも雨水に関してのノンポイント汚染、こちらの影響についてのご指摘をいただいております。今回、そのM F E Zの中に入居を誘致する施設、業種、業態につきましては、基本的に大気からの汚染というのはそれほどないというふうに予想をしております。ただ、いずれにしましても、その排ガスを出す施設等につきましては、ザンビアの法律に従って測定を実施、モニタリングを実施するという想定でおります。こちら報告書の 10 章に記載をしております。

それから、土壌汚染の可能性につきましては、やはり定期的にモニタリングをするということを通じまして、ノンポイント汚染、これを監視するという方針でおります。また、特に豪雨等がある地域、スコール等がある地域でございまして、貯留や浸透池にたまった雨水、これもまた定期的に採取しまして、汚染の状況を把握するというを提案する予定でおります。報告書の 10 章に記載をしております。

それから、11 番でございます。こちらはそのM F E Zの中に入居する工場、企業の水需要、排水だけではなくて、複合的経済特区ということもあり、生活住民に由来する水需要あるいは排水、汚染といったものについての配慮についてご指摘をいただいております。まず、こちらM F E Zですけれども、ルサカ市全体の総合都市開発計画調査が別途進んでおりまして、この

中の南東部の衛星都市の中の人口にM F E Zの居住人口も含まれております。トータルで5万人を設定しております、そのうちの1万人がM F E Z内に居住するであろうという想定になっております。したがって、今回、調査の中ではこの人数がM F E Zの中に将来的に、最終的に居住するであろうという前提のもとで調査を進めておりますので、基本的に今回ご提案、報告書にまとめました事項につきましては、この居住人数を前提としまして設定をして調査をしているということでございます。いずれにしても、南東部の衛星都市全体5万人のうち1万人ですので、ほかの4万人は周辺区域に居住するということになりますけれども、そのM F E Zの中で発生するものはM F E Zの中で処理をするという基本方針のもとで調査を進めております。

以上でございます。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、4番から11番のコメントに関して何かございますでしょうか。平山委員。

平山委員 6番の私の質問の趣旨は、例えば途上国では、排水規制法があっても、それがきちんと守られるということは私が知っている限りでは余りなかったという気がしておりますが、その点について、ここでは「排水ガイドライン」という書き方がされておまして、これは法律よりも1段か2段かレベルが落ちる法形式ではないかと思いますが、もしそうだとすると、この重要な排水規制の実効性がどのように担保されるのかということが非常に不安になるということです。この排水ガイドラインについて、実効性という観点から、どういう組織がどういう手続で作ったのかとか、その実施には誰が当たるのかということを分析的に記述しておいてほしいと思います。要するに大丈夫なのだろうかということで私は6番を書いているのですが、「同上」と、こう書いてある5番の答えにはその点がまだ含まれていないような気がいたしますので、その補充をお願いしたいと思います。

池田 ちょっとよろしいでしょうか。修正した報告書なんですけど、ファイナルでは基準ということで、我々が提案した基準ということで、ECZとかそういうところもかかわって最終的な案を決めていくとは思いますが、そういう形で持っていくということにいたします。

平山委員 私の質問の趣旨は、それで大丈夫なのでしょうということなのですが。

池田 まず、ガイドラインというところはスタンダードという形で、基準という形で提案しています。それからもう一つは、有害物質を扱っているところが排水、下水道に排水した場合にはいろいろモニタリングとかそういうふうな形でカバーできない部分があるので、そういう物質を使っているところはもう排水管をつくらない。設置させない。自分の中で水を循環させ

て使うようなシステムにしてもらうという形で汚染を防止するということを考えています。

平山委員　くどいようですが、それを担保する制度としてどのようなものをここでは想定されているのでしょうか。私の考えでは、この排水ガイドラインというのがそれに当たるのだらうと思ってお聞きしているのですが、今のおっしゃったような内容のことを実行するその担保になる制度というのは一体どのようなものなのか、もう少し詳しく説明してくださいということです。

村山委員長　今の平山委員のご指摘は、恐らくこの排水処理の部分で出されているコメントの全体に通じる、恐らく委員の方々それぞれお感じになっている、底流にあるところで通じているような気がしていて、私から出した4番のコメントでも、監視のシステムづくりに関して指摘をしたんですが、基本的に区域内で全部処理するという有害物質を扱うような施設が出てきた場合に、クローズドシステムでやるということが現実的なのかどうかということがあるような気がするんですけども、日本でもなかなかそれは難しいんじゃないかと思うんですね。そういうことが本当にこの場所でやれるのかどうか。もしやれないんだったら、もうそういう施設は認めないという姿勢があると思うんですけどもね。あるいは、排水のシステムも別にオプションとして考えるということもあっていいんじゃないかと思うんですが。例えばこの区域内で散水するということではなくて、別の仕組みを考えると。

基本的に、3章でお書きになっている誘致産業のところでは、あくまでその節水、水の利用に関してのみ条件で挙げておられますよね。ここは有害性に関しましては全く触れていない。10章の環境社会配慮の部分で有害性について言及されて、下水道には設置をしない、接続しないということが出てくるんですけども、本当にそれが実現するのかどうかというところが恐らく委員の方々の共通した印象なのかなと思うんですが。

田中委員　1番の私、質問と回答をいただきまして、そして今お話の4番、5番、6番と、やっぱり水のことでコメントをさせていただいて、特に私は5番を出したんですが、もう一度確認ですが、有害物質を使用する施設というのは原則は認めないけれども、仮にそれを認める場合でも、その当該施設の中で処理をして排水をさせない、あるいは下水道に接続しないと、これが大原則だということですね。たしか私が読んだ範囲では、例えばその5番のコメントというか、むしろ私のほうの質問の少し説明的に書いたんですが、施設のほうで一時処理をして、有害物を取り除いた排水を下水道につなぐ、たしかそういうように私読んだんですが、そういうことではなくて、有害物質使用施設は排水そのものはもう下水道につながないと、そういう原則なんですか。そうすると、その有害物質使用施設で発生した水は、結局その施設の中で完



全閉鎖形にして、施設の外へ出てこない仕組みにしよう。

池田 そうです。そういう施設でなければ入れない。

田中委員 そうですか。ちょっと考えにくい。つまり、私も日本の下水道のような仕組みを考えて、あるところまでは除外施設といいますか、それぞれの施設単位で処理をして、一定の基準を確保した上で下水道に流すという、そういう想定をしたものですが、そうではなくて、もう当該施設は、完全にクローズドでそこはもう下水道には接続しないと。そうすると、そこへ出てくるところで発生しそうな、例えば生活排水であるとか、あるいはその有害物質が含まない水もその施設は接続できないということですか。

池田 そうですね。生活污水の場合には、ただ一つはその状況次第だと思うんですけども、生活排水の中にも汚染が入るような状況であれば、それはだめですし、それは入居の際にEIAとかそういうところでチェックする。

田中委員 つまり、そういう形で生活排水系であれば接続可能と、こういうふうに認めると、結局その生活排水配管の中にするに有害物質系が入ってしまう、混入する可能性がないわけではなくて、そういうことを避けるためにきちんとした監視システムをつくらなきゃいけないんですよというのが、多分この4番、5番、6番の関連する意見だと思うんですね。

池田 だから、有害物を使用している施設は污水处理施設につながる排水管は設置しないということです。だから、その生産システムでトイレとかそういうふうなものは、別な形でつくるか、そういう形になると思うんですけども、その使用している施設外のところに持つてくるとか、そういう形になる。

田中委員 その雨水の水質管理あるいは監視の単位というのは、そうすると施設ごとに監視していくんですか。あるいは、今のご説明だと、どうも私のイメージでは、ある工場という単位があって、その中に汚水発生施設があったり、生活排水が出るような建屋があったり、生活空間の場所があったり、事務所があったり、そのように汚水の出方は2カ所、3カ所と複数あるとすれば、その施設単位ごとに監視をしていくという、そういうイメージですか。

池田 そうです。

村山委員長 いずれにしても、どういう形で規制をするのかということが一つと、途上国でするので、やっぱり監視をいかに徹底するかと、この点については非常に大きな課題だと思います。しかも、後のほうで野村委員が指摘されているように、この案件については間接的にJICAの調査チームが入って、実質的にはマレーシアのほうでやっているということですから、そのあたりの意思伝達というか調整というところもありますから、そこは本当に明確に徹底を

しておかないと、JICAがかかわったことで何かおかしなことがあるというのは非常に問題が大きいと思うんですね。そういう意味では、11章を追加されたところはまだ委員に配られていないと思いますので、ちょっとそこを、今日ではないんですが、確認をさせていただいた後で、最終的な答申案という形で考えたいと思いますが、よろしいですか。柳内委員。

柳内委員 今の有害物質を出す可能性のある事業所を排除するという方針は、例えばこの本報告のドラフトの6の18に、除外施設を設けて大阪市の基準に準じた有害物質の受け入れ基準も設定するをと、を言っていることと、整合性がとれるのかと感じます。

もう一点、METCALF & EDDY (Wastewater Engineering, McGraw Hill) を引用して、有害物質、重金属を地中に浸透させて除去するとの趣旨のコメントがありますが、その辺もちょっとはつきりさせておいていただいたほうがいいと思います。

村山委員長 一つは報告書の中での記述に関する……

池田 6章のところは、排水処理施設、汚水処理施設のところは記載を10章に合わせる形に変更しました。ですから、まず汚水処理施設というのは、まず有害物質を使用している施設からは排水は下水管に流さない。だから、汚水処理施設にはその排水は行かないということです。それからあともう一つは、それ以外の施設から生活排水、工業排水が下水管に入ってきます。それに対しては、その有害物質についてはWHOの、健康に重大である物質に対してはWHOの飲料水基準を使用します。それから、BODとかSSとか、そういうふうなものについては、新たにスタンダードを設けて、それは汚水処理施設に入る段階でチェックします。そして、もしそこでいろいろなもので問題が出てきた場合には、どこに原因があるかを調査します。それから、年に1度は各施設から出てくる排水についてチェックをします。それから、2段階に安定化池と、それからゆっくりした速度で浸透させる仕組みですけれども、作物とかそういうふうなものを上に植えて、そこに汚水を流す。そして、ゆっくりと浸透させるシステムで第2番目のところは処理します。その際に、生物的な問題とか、それから重金属とか有害物、例えば疎水性の高い有機物が土壌上に蓄積されるかもしれませんけれども、ただそれが長年積もっていけばまた出てくる可能性もありますので、それに対する除去ということは操作上は考えて……、そういうことをするためにそういう操作をしているという考えではやっていません。それで出てきたものについて、土壌処理を終わった水についてはかなり水質がよくなっていますから、それを地下浸透させるという形で考えています。

柳内委員 土壌処理というのは、1メートルの土の層と、それからその下にシートを敷いて、それで土壌処理、そういうシステムを土壌処理というんですか。

池田 要するに、そのまま地下浸透させない仕組みです。

柳内委員 透水性が非常に高いところに畝をつくって流すというようなこともありませんね。

池田 はい。

柳内委員 その方式でやったものも土壌処理と表現されているわけですか。

池田 一応、安定化池、それから次の土壌処理というものは、地下に浸透を防止する形での施設であります。

柳内委員 安定化池の後は、これマチレーションポンドと言っていなかったですかね。池田 安定化池全体で3段階にすればいいわけです。その後で、そこら辺6章の記述は直しているんですけども、その後、水が浸透しない形で土壌処理を行う。そして、そこで出てきた水を浸透させるところのその貯留槽に持って行って、そこから緑地帯で浸透させるという形。

柳内委員 その土壌処理というのは、25ヘクタール、それから1メートルの土層、それから下にシートを敷くという、そういう貯留施設のこと。

池田 今現在の段階では10ヘクタールのところで、大体50ミリメートル・パー・デーぐらいの形で浸透させるということを考えております。

柳内委員 それが処理施設。

池田 処理施設。

柳内委員 その水を集めて、それで一番最初の3番のこれに散布するということですか。

池田 そうです。だから要するに、その土壌処理のところには作物とか植えて、窒素とかそういうのも除去するという形。だから、上に農場がある処理施設と考えていただければ。

柳内委員 それは、今の透水性の高い土を置きかえて、少し良好な土地に、土に変えてという、そういうことですか。

池田 そうですね。土壌改良してという。

田中委員 先ほどの話にちょっと戻りますが、今、柳内さんもおっしゃられた、つまり前のご説明が、2月の前回は二十何日でしたか、ありましたですね。そのときは有害物質を取り扱う工場は、施設と申しますか、特定施設では一応有害物質が出てくる工業排水というのは、その施設単位で処理をして、その汚水は下水道につながると。

池田 いえ。報告書でも……

田中委員 それはなかったんですね。最初からもうその方針であったということですね。

それで、そうしたその下水道の処理が、これは生活排水なんで、非有害物質系のものが入っ

てきて、そこで処理をする基準は、一応その有害物質についてはWHOの飲料水基準を適用すると、そういうことですか。

池田 いえ。まずそういう有害物質を使用している施設からの排水は完全に排除しています。それから、そういうものを使用していないところも、何らかの形でそういう有害物質が入る可能性もありますので、WHOのその健康に重大な影響を与える化学物質の飲料水基準ガイドラインを適用して、そのモニタリングは污水处理施設が入る前に行います。それから、各施設については年に1回調査をやる。それから、もし何らかの形でそういうふうな異常があった場合には調査を実施するというにしています。それからもう一つは、最終的に出てきた水もその調査対象になる。

村山委員長 よろしいでしょうか。ご発言の中で、修正をされたとか、あとそれから11章が加わったというようなことがあったんですが、審査会の役割を考えると、あくまでドラフトファイナル・レポートに対する答申ですので、いただいた報告書の中でこちらからコメントできる部分を出して、それを答申するということだと思います。これまでのご議論を考慮すると、少なくとも3点ぐらいはここについてあるかなと思います。

一つは平山委員から最初に出していただいた基準の問題ですね。有害性をどう判断するかという基準の問題、あるいは生活排水等に関する下水処理された場合の排水の基準の問題ですかね、そういったところに関して明確にするというのが一つ、それからもう一つは、その基準に基づいて行われる技術的なシステムの問題、これは特に柳内委員からご指摘いただいた、どういった形でシステムをつくるのかということが2つ目にあると思います。それから、そういったシステムが期待どおりに動いていると、違反がないということをちゃんと監視をする仕組みということですね。監視の問題が3つ目だと思います。

この点について、ちょっと共通して出てきているところがありますので、答申の段階では少しまとめて表現ができればいいかなと思いますけれども、大体そんなところでよろしいでしょうか。個別のところも多分あると思うので、そこは別途記述をするということで、少なくとも今の3点は明確にこちらから答申として出したいと思いますが、よろしいですか。

それでは、この排水処理については少なくともその3点は入れて、プラスアルファという形で考えたいと思います。

そのほか、何か個別の点で排水処理に関していかがでしょうか。よろしければ、また後で全体についてご指摘をいただきたいと思いますので、先に進ませていただきます。

12番の給水手段と環境影響から最後までですね。20番のSEAの内容まで通してお願いい

たします。

今村 では 12 番、給水手段と環境影響の点についてでございます。

まず 12 番では、隣接ルサカパークの生態系への影響の点、それからフェーズ 1 で限定しているそのルサカパークからの取水に使用する井戸の使用の点についてご指摘をいただいております。まずその生態系の点につきましては、政府機関のそのルサカパークを管轄しておりますザンビア野生動物管理局、それから森林局、こちらとも密接に連携をとりながら情報共有をしていく。その中でマイナスの影響を与えないようなモニタリングをしていくという想定であります。それから、第一フェーズではルサカパークからの取水を想定をしておりますが、その井戸につきましては、第 2 フェーズ以降は、非常時の水源、あるいは観測井戸としての活用と提案をしております。一義的に主水源としては使えませんけれども、こうした使用というのはあり得るということで提案をしております。

13 番につきまして、雨水利用を含めて、将来的にはできるだけ域内での水収支サイクル、これを可能とならしめるような仕組みというご指摘をいただいております。第 2 フェーズでは、カフエ川から取水をするということで計画を立てております。将来的に域内だけでこの水収支サイクルを目指すという点につきましては、完全な実施というのは難しいのではないかとこのことを、正直なところ調査の中では考えておりました、M F E Z 全体としましては雨季における雨水の利用、それから入居企業においてその雨水の利用、水の再利用、こういった形でその水需要を削減する、循環させていくことで、極力外部からの水の導入量を削減していく、水収支サイクルへの影響を小さくしていくということを検討することにしております。

それから 14 番目ですけれども、環境管理支援組織でございますけれども、第三者組織という以上にその中立性、情報収集、判断能力、思考力等が十分である、必要であるということ、こちらを根拠とともに記述というご指摘をいただいております。こちらにつきましては、これから設立をする組織になりますので、ザンビア環境委員会等と協力をしながら、そうした能力を兼ね備えている組織を設立する必要があるという形で提案をしております。報告書の 10 章に記載をしております。この支援組織自体、技術的な支援も行う必要がございますので、そうした技術面での能力の強化というものもあわせて必要であるということ報告書のほうには記述をしております。

それから 15 番目の大気汚染でございますけれども、こちらにつきましてモニタリング体制の記述、実効性の確保についての措置について言及をすべきというご指摘をいただいております。排ガス基準は、基準につきましては報告書、アペンディックスの中に記載をござい

す。それから、大気汚染につきましては、その環境管理支援組織、こちらがその環境管理委員会と協力をする形でモニタリングをすることになります。ですので、この組織の設立に当たっての要件の中で、こうした条件が必要になるということを記載をしていきたいというふうに考えております。

それから、16番の住民移転ですけれども、M F E Zの東方に位置する住民移転対象地についての記載、それからステークホルダーミーティングメモということでご指摘をいただいております。まず、その住民移転候補地でありますその東に位置する対象地ですが、まずこの土地自体、2008年1月に契約されているという、これも既に1年以上前に計画をされておりますけれども、今回調査対象でありますM F E Zの区域に居住している住民のための移転候補地として明確に位置づけられているわけではございません。調査の過程で、ここにこういう候補地があるということで、調査団に対して先方政府からお話ございましたが、まだ最終的にそこが移転地ということで決定されたわけではございませんので、ここに対して移転できるというような記載には報告書上はしてございません。ただ、今後のステークホルダーミーティング等で、住民側に対する定住条件の一つとしてセッティングできるよう、特にその補償の点ですとか住民移転計画の作成、こういった点の中に盛り込むように提案するという形にしております。

それから、17番、ゾーニング案の比較検討ですけれども、マレーシア側のコンサルタントの作成した修正案につきましてですけれども、こちら変更点は3点ここに記載をしております。特にフェーズ分けの点で、どのようなフェーズ分けで計画を進行させていくか。それから、土地利用の用途の変更、それから緑地帯を設定する、道路と例えば工業地帯の間には緑地帯の設定をするといったバッファゾーンの設置、こういった点の変更点としてマレーシア側の調査団では行われておりました。ただ、現段階に至りましても、マレーシア側の作成する報告書の添付として、最終決定されている段階にはございませんで、いまだその検討途中の計画という位置づけになっております。そうしました関係で、今回報告書ではB案の修正案、マレーシア側案の作成している修正案とJ I C A調査団が提案する土地利用図、この比較表を記述する形にいたしております。

それから18番のマレーシア・コンサルタントとの連携について、その実態について記述をしておくことというご指摘をいただいております。実際、マレーシア側の調査団の中には環境配慮担当者という者が配置されておられません。マレーシア側の報告書の環境社会配慮部分につきましては、日本側、J I C A調査団で実施した分が挿入されるという予定にしております。

ただ、マレーシア側が作成する報告書の添付として、今回 J I C A 調査団が作成する報告書が添付されるという予定になっておりますので、こちらの内容も同時に参照できるという形になる予定でございます。

それから、19 番、緩和策実施のための提言ということでございますけれども、こちらの点、緩和策の実施の担保のために、最終報告書で誤解なく明確に伝わるように記載をすべきというご指摘をいただいております。こちらにつきましては、11 章という形で、そうした低減策、緩和策、こちらを抜き出しまして記載をするという予定にしております。こちらにつきましては、追って先生方には配付を差し上げたいと思います。

それから、20 番、S E A の内容でございますけれども、こちらはまずその位置づけと目的が明確でないように思われるというご指摘をいただいております。ただ、その F S レベルの調査の前に実施される環境影響評価という位置づけであれば、こうした立地のパターンによる影響、有害物を扱う産業が立地した場合のリスクの可能性、廃棄物処理施設の立地可能性等は含まれるべきであるというご指摘をいただいております。まさにご指摘いただいておりますように、S E A の定義が、ザンビア側政府側が恐らく一般的なものとは違っているという事実がございますけれども、いずれにしましても、その S E A において、この環境社会配慮の結果ですとかステークホルダーミーティングの結論、住民移転、退去・支援プログラムなどを含めるということを提言することもございます。

それから、ご指摘いただいておりますその処理施設の立地可能性、それから環境汚染のリスクにつきましては、報告書の本文のほうで記載をさせていただきますので、S E A の中で特に今抜き出して書いているという形にはなっていないのが実際でございます。

以上です。よろしくお願いいいたします。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、後半に関してコメント、追加のご質問がありましたらお願いいいたします。

平山委員 13 番についてですが、ドイツの協力を得て研究をスタートしているというお話がありましたが、この持続可能な地下水利用というのは、これは量の問題だけなのか、それとも量と質の問題なのかということをお教えいただきたいというのが第 1 点。

それから第 2 点は、私が質問を出した大気汚染の話ですが、これは今までの日本の経験では、水質汚濁が起こるところというのは、大気汚染も問題になってくるというのが常識であったような気がしますが、これまでのここでの議論、それから報告書内での扱いを見ると、大気汚染に関する記述が余りなかったように思われます。そこで念のために水質汚濁と同じように書か

せていただきまして、実効性を担保するためにどのような制度があり、どのような組織がそれを実施するのかということを中心にきちんと分析的に書いておいていただきたいというのが15番の趣旨ですが、ここには排水ガイドラインに当たるようなものにさえ触れていませんが、その点はどうなっているのでしょうかということが2点目。

それから、3点目は、SEAについて私も前回質問したことを踏まえて同じようなことを書こうかと思ったのですが、私の経験したところでは、途上国では環境影響評価の定義が国によって違っていることがあるということです。つまり、EIAの定義が途上国では異なっている場合が多いということです。一番びっくりしたのは、日本の例えば大気汚染防止法とか水質汚濁防止法による届け出にあたるもののことです。こういう工場を建てたい、その中にはこういう施設があるということ届け出る制度というのが多くの国で決められていると思いますが、その届け出を受けた官庁がその内容を審査して、何か問題がありそうだったらストップをかけるとか、改善命令をかけるとかの仕組みが現在の日本の制度にはあります。そのような制度の実施が環境影響評価の実施件数としてカウントされるという事例をかなり見たことがあります。環境影響評価を1年間に何千件実施したという話を聞いて、日本の感覚からすると非常にびっくりしたということがありますが、内容を聞いてみるとどうもそういうことらしいということがわかってきました。そして、先ほどご説明をお伺いしているときに、工場を建てるときのEIAという言い方が、確かどこかで出てきていたように思いますが、EIAをそのように位置づけているからSEAというものを私が疑問を持つように、そして村山委員長が疑問を持たれたように、何かちょっと違うような感じで定義をされているのかなと思いました。ザンビアのEIAというものがどういう感じで定義されているのかということ、今申し上げた点に焦点を当ててご説明いただければと思います。

寄立 まず、ドイツのプロジェクトが入っているということについてちょっと説明いたします。

ドイツは今はルサカ・エリアをやっているわけですが、その前はサウザンプロビンスという南のほうの調査をやっていたんですが、それが終わって、去年度からルサカ・エリアの調査を始めているわけですが、ルサカの地域は水不足だということが周知の事実となっていて、ああいういわゆる台地の一番上の高いところにあるので、水をとるのがすごく難しいというか、いわゆる川からとってこれないというところもありまして、ルサカ市内で今、生産井を大分使っているわけですが、追加して掘ることを今、NGOもそうですけれども、国際機関も入って、要はむやみに掘っちゃだめだという、そういう話が今出ております。それ



に対して、今現在ルサカでは、ドイツがその調査を始めているわけですがけれども、ドイツの支援でやっているわけですがけれども、その調査結果を待つまで地下水の利用は、開発はしていくのはやめましょうということになっています。その中で、当然やられているのは、まず水が流れるようになりますので、水量がどのくらいあの地域にあるのか、どれくらいとっても平気なのかというのが、当然まず第1のターゲットになると思います。

もう一つとしては、ルサカの市の周り、M F E Zとの間になりますけれども、いわゆるコンパウンドと言われまして、人口の密集している地域があるんですけれども、その地域はセプティックタンクであったり、ピトラトリンであったりして、地下水のほうに生活排水が直接入るような仕組みのところが多くて、そういう地域がルサカの人口の7割ぐらいを占めているということで、ルサカの町の地下水自体がかなり汚染が問題になってきています。そういうところから、ルサカの水道公社ですがけれども、井戸を掘っていますので、そういう意味でも今後の地下水の汚染の問題も当然ターゲットとして入っていることになると思います。

池田 一つは、有害物質の大気汚染ということを考えて、それは基準という形では現在考えていません。ただ、一つは敷地ですね。その施設のある敷地での土壌のモニタリングは実施する。それから、観測井をその有害物質を使用している施設の近くに設けて、それで地下水汚染というふうなものから、何らかの形でそういう汚染が発生しているのかどうか、そういうふうな形での監視は実施しようということを提案しています。

それから、大気汚染については、一つは石油とかそういうふうなものを燃やすことによってエネルギーをとったりする、そういうふうな施設からの大気汚染、それについては排ガスのモニタリングは実施します。それから、セメントとか肥料とか、それから粒子状物質が発生するようなところの排ガスについても実施することに法律的になっていますけれども、今回のこのL S - M F E Z内に入ってくる企業として、そういう施設は水の使用量が多いために排除されてしまうということで、だから実質的にはザンビアの大気汚染の関連での排ガスというのは、このL S - M F E Zにおいては、熱源とかそういうために使用されているボイラーとか、そういうふうなものの大気汚染を観測するという形になっています。

それから、ザンビアのE I Aの、どのような形でE I Aが実施されているかということ、やはり工場とかそういうふうなところでどのような廃棄物が出る、それから汚水が出る、そういうふうなものが書かれていなければ、段階でなければE I Aができないような状況です。ですから、このL S - M F E Zでまだはっきりとした形でそういう汚染、汚濁物とかそういうふうなものをカウントできない状態においてはE I Aはできない。ですから、ここで例えばインフラ

ですね、F Sの段階でどのくらいその污水处理施設からどの程度の汚水が出てきてと、それは見込みですけれども、そういうふうなものに対してE I Aが実施されるということ。それから、各個々の施設については、それが設置される際にどのくらいの排水とか、それから排ガスとかそういうのが出てくるか。そういうふうな状況のもとでE I Aが実施されるということです。

平山委員 終わりのほうからいきますけれども、E I Aは要するに工場単位で行われると理解してよろしいのでしょうか。それとも工場群もしくはこのM F E Zのように一定の大きな地域について行われるものなのかということも20番の関係でもう一度質問させていただきます。

それから、15番についてですけれども、これもよくわからなかったのですが、日本の大気汚染防止法に当たるような法律が現在ザンビアにはあるのかどうかということと、それから排ガスのモニタリングをしますとおっしゃったのですが、この排ガスのモニタリングというのは、大気環境基準が満たされているかどうかを調べるために行われるのか、それとも工場の煙突から排出される煙が排出基準に適合しているかどうかを調べるものなのかをもう一度教えてくださいと思います。

それから、13番関連では、量だけではなく、汚染も入っていると思いますという言い方でしたが、これは汚染も入っているということによろしいのでしょうか。

ということで、3つの点について、全部もう一度補足的な説明をお願いしたいと思います。

寄立 まず、水の話からですが、汚染の関連も入っていると思いますと言ってはいるんですが、実はそれを具体的にきちんと精査をしていないので、入っていると言い切れないところがあるので、そういう言い方をしました。しかし、いわゆる汚染の問題はいろいろなプロジェクトで問題になっていますので、それはドイツとしては考慮しないわけにはいかないだろうという、そういう意味合いだと思ふという言い方にさせていただきました。

池田 現在、大気汚染の件ですけれども、まず排ガスについては、決められた業種についてのみ、現在ザンビアで基準内、銅関連、それからセメント、肥料、そういうふうなものに対して基準が定められています。それからあとは、石油や石炭を燃やしたときの施設から出てくるものに対して基準が定められています。それを超えないようにというのがまずE I Aにおけるものですし、それから恐らくワールドバンクとかそういう国際的な機関のプロジェクトにおいては、そういうふうな環境に対する影響とかそういうふうなものについては考察されていると。一応、環境基準は設定されています。ザンビアでも大気環境の基準というのが定められています。ただ、それはかなりシミュレーションをするとか、そういう形で、本来的に実施されているかということ、ルサカ市内では余り大気汚染というのが大きな問題になっていないのでやられ

ていませんけれども、鉱山関係ではそういうふうな施設からの大気汚染とか、そういうふうな環境基準とかそういうふうな形で評価されています。

平山委員 私が独占して申しわけありませんが、15 番については、これは法律のようなものがあるということなのではないでしょうか。そここのところを教えていただきたいと思ういます。

池田 排ガスについては、その基準とそれから防止する法律があります。

平山委員 法律があるということによろしいんですね。

池田 はい。

平山委員 それで、先ほどの排ガスのモニタリングというのは、これは煙突から出てくる排ガスのモニタリングなのか、それとも環境基準が達成されているかどうかのモニタリングなのかという点についてはいかがでしょうか。

池田 大規模なものというか、そういうふうなものについては環境基準まで見ていると思いますけど、個々の工場においては、その排ガスの基準を満たしていれば通るということになっております。ただ、大規模なプロジェクトで、いろいろな精錬所とかそういうのが一度にできるような施設群をやる場合には、環境汚染とかそういうふうなもの、環境についても E I A の中に入ってくる。

村山委員長 少なくとも大気汚染に関しては、アペンディックスの M を、M 2 ですかね、これを平山委員にお送りいただけますか。本来、レポートという意味ではアペンディックスを含めて提示をしていただくべきだと思いますので、少なくともそれはお願いします。

それでは、ほかにいかがでしょうか。住民移転の 16 番に関しては、ミーティングのメモを送っていただいたので、拝見をしましたけれども、あくまでこれはまだ移転工事決定していないから、ミーティングでも紹介されていないということですね。かなり村の方から今後の政権に対する不安が述べられていましたけれども、まだ決まっていないから話はしていないということですね。

それから、対応に関する記述のところでもかなり具体的な数字が挙がっていますが、これはたしか報告書にはここまで書かれていなかったというふうに記憶していますので、もしそうであれば加えていただいたほうがいいと思います。

池田 記載します。

村山委員長 それから、17 番の点については、私が読む限りちょっと中途半端で、修正案が出てきているのにこれと余り比較がされていないので、ちょっと読みにくいなと思ったんですが、あくまでこれは途中段階で、最終案とは違うという位置づけですね。

今村 はい。実際、ザンビア側からマレーシア側の修正案に対する最終判断がまだ出ておりませんので、可能性という意味で、まだ修正が入る可能性がございます。

村山委員長 参考のため、この修正案というのはいつごろ出てきたものですか。

今村 ことしの1月です。既に2カ月ほどたっています。

村山委員長 でも、2カ月しかたっていない。

今村 そうですね。

村山委員長 わかりました。

野村委員。

野村委員 1番で、個別の企業がF Sと、E I Aを実施して、それがクリアになったものについて投資を認めるという言い方で、これをE I Aと呼ぶのかどうかの定義の問題は別にして、こういう手続当然だと思ふんですけれども、本件の場合、この1の制限事項を基準化するというところで挙げられている項目が守られていることが必要で、もっと言えば、それは誘致企業を考えるととか投資承認をするときだけではなくて、要するに企業ですから、つくっているものがもうからなくなれば、つくるものを変えるわ。あるいは、つくり方を変える。ですから、一たんE I Aを承認して投資活動や製造活動が始まったとしても、持続的にきちんとモニタリングしていくという体制が非常に重要。その意味では、ここの1ポツのところの半ば以降に書いてある「誘致産業の制限事項を基準化する場合に盛り込むべき事項」と書いてあるんですけれども、誘致産業の制限事項ではなくて、製造活動の制限事項だと思います。どういう産業であれ、ここでやってはいけないこと、そういう意味では節水型の施設であることというのもあいまいで、要するに自分で取水しちゃいけないんですね。池田 各企業が取水してはならないという制限も地下からの取水。

野村委員 揚水してはならない。

池田 そうです。

野村委員 それはそういうふうにはっきり書いたほうがよろしいんじゃないですかね。だから、有害物質を発生しない施設であること、これはそれでいいと思うんですけれども、パニッシュできる基準みたいなものをきちんと、あときはこれで通ったんだからいいんじゃないかという議論は許さないし、あるいはその後モニタリングしていくときにどういう基準で見ているのかというのがはっきりわかるような形にしておいたほうがいいその辺を意識して書き込んでいただくとありがたいのかなと思います。

村山委員長 今の点はコメントということでよろしいですね。

野村委員 コメントでいいです。

村山委員長 そのほかいかがでしょうか。S E Aの位置づけについてはなかなか理解は難しいんですけども、M F E Zの基本計画を対象にするということであれば、例えば結構そういう有害物を扱うような企業に関してかなり厳しく要件を求めると、なかなかその誘致が進まないというような場合に、もう少し緩和をしていくようなことも考えられるような気もするんですね。その場合に、排水の仕組みを別の形で考えると。その場で処理するというところから、少し別の形のオプションとして考えるということも含めて、S E Aで扱うということもあっていいんじゃないかと思うんですよ。それは本当にお金の問題もありますし、いろいろな形で問題はあるとは思いますけれども、そういうことを含めて扱うという位置づけにすれば、何かまた違う価値が出てくるような気がするので、そのあたりも含めてという意味合いがあるんですけどね。これから行われるということとして私は受け取っていたので、そのあたりも含めてお考えいただければと思います。

柳内委員 11章が加わったり、それから中の修正も少しあるというお話なんですけれども、今後のこのコメントの扱いなんですけれども、従来でしたらこれで今日のコメントをつくられて、それで言ったことをベースにして文章化して、それについて私どもがちょっと手を入れるぐらいでそのままおしまいということになってしまうと思うんですが、大体そういうプロセスを踏むことになりますか。

村山委員長 ありがとうございます。その点は非常に重要なんですが、先ほどもちょっと申し上げましたように、あくまで審査会はドラフトの段階で文書をもって、それに対するコメントで答申を出すという形でやってきましたので、今回についても基本はそれだと私は考えています。ですから、これまでいただいた文書に対しての答申を出せばいいと。ただ、既にもう幾つか対応していただいている部分があるので、もし拝見できるものがあれば送っていただいてもいいと思うんですけども、コメント自体はもうドラフト段階の文書に対するものでいいと思うんですね。ですから、11章が加わったから、こちらのコメントを変える必要は特にはないということですね。あくまで追加的な情報としていただけるものは送っていただければということだと思います。

平山委員 コメントの追加ということですが、先ほど田中委員に対するご説明の中で、私が理解したところでは、これは水についてですけども、規制というか基準を守らせるのは、施設ごとに行われるということをおっしゃったと思いますが、私、これ非常に疑問でありまして、ご存じのように日本の法律では工場の排水口ごとの規制ということになっていて、施設ごとに

規制をするという考え方はとられていないように思うんですね。これをやるとすれば、人件費とかモニタリングコストとか、そういったものが大変なことになりかねません。コメントの一つは、その施設ごとに規制をする、またはモニタリングをするということはいかがなものでしょうかということ。

それからもう一つは、大気汚染についても同じことを考えておられるのだろうかということです。これをコメントとしてつけ加えておきたいと思います。村山委員長 1点目は言葉の定義を明確にしておいたほうがいいと思うんですが、平山委員は幾つかの施設が集まったものを工場と呼んでいらっしゃるということですね。

平山委員 そうです。

村山委員長 そういう定義で先ほどのお話はよろしいですか。

池田 工場の中で幾つかの施設があって、その中で有害物質を使っているところを特定していく、この考え方は水質汚濁法の地下浸透させる設置については、そういう施設は特別に扱っているということと対応しています。

村山委員長 そうすると、あくまで工場内の個別の施設に対するチェックをするという考え方ですね。

池田 はい。

村山委員長 よろしいでしょうか。ほかに全体を通じて何かもしあればお願いいたします。なければ、答申のまとめ方について、先ほども柳内委員からありましたけれども、少し話をしたいと思いますが、いかがでしょうか。上條さん、何か。

上條課長 いつもとおりだと、先ほどご紹介があったみたいに、いただいたコメントをベースに、今日の議論を踏まえて、事務方で案文を作るのですが、今日はかなり議論があったので、ちょっとどうしたらいいかなと今聞きながら思っていました。事務方がやるとしたら、いただいたコメントをベースに、今日、聞いた範囲で幾つかハイライトしたほうがいいことをちょっと加えて皆さんにお配りし、手を入れるところがあればお願いしますという形になると思いますが、それでよろしいでしょうか。

村山委員長 例えば既にもういただける文書があれば、追加文書があれば、それを送っていただく。基本は今日のコメントがベースだと思いますので、それを拝見した上で、もし今日出されたコメントを修正される点があれば数日中に送っていただく。それをベースにして、事務局のほうでちょっとお考えいただいて、それをいつものように答申案という形でまとめていただければいいかなと思います。

特に、4番、5番、6番と7番ぐらいですか。そのあたりを少しまとめて、先ほどちょっと申し上げたような基準とかいう問題と、それから技術的な問題と監視の問題ですかね、そういう形でまとめていただいてもいいかなとは思いますが。というような形でいかがでしょうか。もしよろしければ、そういう形でお願いをしたいと思えます。

田中委員 私のほうの質問として出させていただいた1番と2番は、何らかの形で反映できるようにぜひお願いしたいと思えます。3のほうは、全くこれは事実関係の確認で、これで構いません。

村山委員長 そうですね。1番、2番は、ここで言うと4から7の中にうまく含まれるかなと思えますので、ちょっとそこもご考慮をお願いいたします。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

上條課長 もし追加のコメント等や、あと修正する点が何かあれば、木曜まででよろしいでしょうか。木曜の夕方までにいただければ、それも踏まえて金曜日に私どもで作業しますので、月曜日ぐらいに皆さんにお送りしたいと思えます。

あとちょっとすみません、1点だけ。平山委員の言われたこの15番の大気汚染というのは、僕聞いていて、よくわからなかったんですけど、これはコメントに入れたほうがいいという理解でよろしいでしょうか。

平山委員 私、大気汚染に関する議論はされていないような感じがしましたので、ぜひお願いしたいと思えます。

村山委員長 ほかにいかがでしょう。もしなければ、第1議題についてはこれぐらいにしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。これで第1議題は終わりにしたいと思えます。

それでは、ちょっと5分ほど休憩させていただきます。

(休憩)

村山委員長 それでは、再開させていただきます。

第2議題は、ベトナム国ホアラック・ハイテクパークフィージビリティ修正調査のドラフトファイナル・レポートの答申案協議です。

質問、コメント合わせて13点いただいていますので、大体真ん中の7番の土地収用/住民移転のところまで、一通り見解と対応のご説明をいただけますでしょうか。その後、この点について少しディスカッションをしたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

小森 私、JICA 経済基盤開発部の小森と申しますが、どうぞよろしく申し上げます。

本日は、日本工営のほうから、渡辺さんと神下さんと2名の方で来てさせていただいて、3人で説明をさせていただきます。

それでは、今、村山委員長からご指示がありました1番から7番まで、こちらについて一つ一つ、こちらのほうから見解と対応について説明をさせていただきたいと思います。

神下 調査で社会環境配慮を担当しております神下と申します。よろしく申し上げます。

まず、ご質問の1です。「Table 5.3.2 の3つの表の関係がしっかりと理解できませんでしたので、次回の審査会のときで結構ですから教えてください。また、V TやP C Uなどの略語の意味を教えてください。」というご質問でした。見解と対応のところに示しておりますが、まずこの表は、交通量の算定を示しておる表になりますけれども、まず表が3つございまして、3段に示しております。一番上の表なんですけど、ドラフトファイナル・レポートで言うと、ページは5の11ページとなります。上表で2015年、2020年のトリップ数、交通量発生のもととなるトリップ数を将来人口に基づき算定しております。2つ目の表で、そのトリップ数を交通手段ごとに分担させるための分担率の設定を示しております、この分担率は、以前、JICAの調査で実施されたハノイ市総合都市開発調査で得られたデータを採用しております。下表には、交通手段ごとの交通量、Passenger Car Unit 乗用車換算した交通量、トラックですとかバスとかを乗用車換算して、一つの単位として示しておる交通量の算定を示しております。

略語についてですが、主にそのP T、V T、P C Uという3つの略語が使われておりまして、P Tは Person Trip で人の移動量、V Tが Vehicle Trip、車両の移動量、P C Uが乗用車換算の交通量を示しております。

続きまして、いただきましたコメントのまず項目、人口予測 / 交通需要に関する見解と対応をご説明いたします。コメントの1番、ドラフトファイナル・レポートの今見ていただいた5の10ページ、Table 5.3.1 でホアラック・ハイテクパークの設置によって、約19万人が新規に流入し、夜間人口も約10万人になると予測されております。これらの人口が居住するスペースの確保が不十分ではないでしょうか。例えば3万5,000人に対して22ヘクタールの面積を用意しておりますが、この前提であれば、住居施設はどの程度の高層化が必要になるのかというコメントをいただきました。

今回のフィージビリティ調査で、人口設定につきましては、ベトナム側のマスタープランで設定された地区ごと、用途ごとの人口密度に従い算定をしているのが基本です。住宅施設の設計は、住宅関連地区のディベロッパー、今のところ未定となっておりますが、これらのディ



ベロッパーが行うこととなりますが、この住宅施設関連の地区の制限基準として 15 階から 20 階建てを最大として基準としています。ハノイの周辺の類似住宅地の実情を踏まえて考慮したところ、この基準内で将来人口の居住は可能と考えております。

いただきましたコメントの 2 つ目ですが、ホアラック・ハイテクパークの開発によって、約 9 万人がハイテクパーク（外）周辺に居住し、通勤することが予測されています。これらの人口の住居がどのように確保され、それによる周辺的生活環境への悪影響についても言及してほしいというコメントをいただいております。見解ですが、周辺の韓国のディベロッパーが建設中の計画地外の住宅開発については、事業者が異なるため計画の詳細な記述は困難という状況ですが、E I A 案の環境影響の特定の箇所にホアラック・ハイテクパーク区域外の周辺に住居が増加し、環境に悪影響を及ぼす可能性があることを追記したいと考えております。

コメントの 3 つ目ですが、交通需要の予測においてハイテクパーク内の居住者のすべてが公共循環バスを利用するという仮定は非現実的であり、見直す必要があるというコメントをいただいております。このご指摘の点を踏まえまして、ホアラック・ハイテクパーク場内の居住者に、先ほどご説明さしあげました、ハノイ市総合都市開発調査で得られた交通手段の分担率を適用し、交通手段を設定し直したいと思っております。場内通勤・通学のための移動距離は少ない前提となりますので、バイクと公共交通、自転車の 3 種類を交通手段として設定したいと考えます。

続きまして、代替案に関してコメントをいただいております。コメントの 4 番目となりますが、ハイテクパークの設置を前提とする F S 調査では、「no action」とハイテクパーク事業の比較は環境影響評価の作業としては不可欠ですが、厳密な意味での代替案とは言えない。今回のフィージビリティ調査で、ハイテクパーク事業について複数の代替案が提示できなかった理由、例えば敷地の確保を明示すべきであるというコメントをいただいております。次のコメント 5 とあわせて回答を、見解と対応を示しておりますので、続きまして、コメントの 5 番目を読ませていただきますと、ハイテクパーク計画予定地には、相当の区域に広がる土地造成とともに、複数の基盤施設整備計画、これには護岸整備ですとか道路整備、排水管路整備、給水網整備、下水処理施設、電力網整備等が含まれておりますが、そういった開発が予定されている本計画の代替案として、ドラフトではゼロオプションを代替案として検討を行っているが、さらに、これらの基盤施設整備の整備方針・整備地区等を変更した代替案は考えられないかというコメントをいただいております。

これに対して見解と対応ですが、ハイテクパークについては広大な敷地の確保や、一部の開

発が既に進んでいることから、計画全体を見直すことには困難な状況がございました。しかしながら、今回のF S調査では、技術面並びに環境配慮の両側面から各施設における代替案を検討し、首相承認されているベトナム側マスタープランの計画を一部変更しております。主な変更点は次のとおりでして、洪水の影響を低減するための地盤高の設定や関連施設の整備について変更しております。また、タンサ湖の沿岸区域保全のためのセットバック確保、また下水処理施設の処理容量の拡大のための施設の拡張を変更として提案しております。ディベロッパーの進出に際し、事業者とディベロッパーの間で合意書の形で締結いたしまして、環境配慮を義務づける開発ガイドラインというものを制定することを提言しております。また、スコーピング案答申でご指摘いただいておりましたが、建設の時期を変えるなどの代替案に関しては、工事工程の上でまず道路及び沿道インフラ、引き続き企業立地に際して住民移転を生じない区域の順に建設工事を進めることで、移転の時期をおくらせる計画とするようにしております。

なお、個別のディベロッパーが必要に応じて開発を進めてまいりますために、開発全体の時期を制御するのは実際のところは難しいんですが、住民移転の進展に合わせて開発を進めていくこととなります。

いただいたコメントの6番目ですが、同じく代替案に関して、どのような理由で代替案が「no action」のみとなったのか。また、総合評価で環境社会配慮の視点から「F S事業実施」が優位であるとされた合理的な説明を調査報告書に明確に記述することといただいております。これに関しては、F S事業実施が、no action案に比べて優位とした理由については、保全措置を考慮しない場合、考慮した場合の評価をそれぞれ分けて記述するなど、丁寧な記述に修正したいと考えております。事業実施によりプラスの効果が期待できる。一方で、また事業者及び事業関係者による環境保全措置が適切に実施された場合に、環境社会影響が低減されるというその2つのことが総合評価の基本的な根拠と考えております。

コメントの7つ目ですが、土地収用/住民移転に関してコメントをいただきました。既に住民移転が始まっているにもかかわらず、移転用地が十分に準備されていない事態は極めて憂慮すべきです。今後の補償が適切に行われるかも懸念されるところです。相手国政府に対して住民移転計画の策定と実施を強く促すとともに、住民移転手続の進捗状況についてモニターしてほしいというコメントをいただいております。先方政府に対しては、住民移転計画にこういった内容を示しなさいという記載すべき事項を示した上で、住民移転計画の策定について、また住民移転のモニタリング体制の構築の必要性について提言を行ってきております。事業実施に向けた協力の要請がなされる場合には、環境社会配慮ガイドラインの趣旨に沿って、社会面の

十分な対応を求めてまいりたいと考えております。

こちらまで。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、この部分に関して、追加のご質問、コメントがありましたらお願いいたします。

原嶋委員、どうぞ。

原嶋委員 1番で、居住者ないし通勤者以外の交通量というのは、どういうふうに考慮されていたのか。ちょっともう一度確認したいんです。当然ありますよね。全然孤立しているわけではないと思いますので、そこが1点聞きたかったんです。あとは、事業全体は、おっしゃるとおり、多分大づかみに言ってしまうと、150世帯を立ち退かせて、19万人が入ってくるといことですね。ですから、それに伴ういろいろな問題を、ここに気になった点を記載させていただきました。特に住民移転が既に始まっているということ、これはもう繰り返しになりますけれども、特に7番は、この状態で本当にいいのかというのが実は非常に懸念をしています。あと、農地との関係もあるんでしょうけども、すべて立ち退かせる必要が本当にあるのかというのも、本音としてはそう思っているんですね。その敷地外にですね。7番の点については、ベトナムということじゃなくても周辺の国ではいろいろ問題になっているケースがこの委員会でも取り上げられていることが多いので、特に心配しています。住民移転計画も今のところつくられず、移転だけ先行しているという状態について、本当に確実に問題が起きない形で処理されるのかということについて、もう一度念のためにお聞きしたいと思います。

テディ 遅くなって申しわけございません。副総括のテディといたします。よろしく申し上げます。

先ほどのご質問に対して、まず1点目、土地利用計画から。域内での居住者数というのは先ほどほかの質問でもご指摘があったように、そんなに住めるかということ、まずは域内の世帯数というのを割り出しました。その割り出した数字から、実際に今度は就業人口というのも別途適量の面積比で出させていただいでいて、そちらの算出された就業人口からその居住の世帯プラスアルファ、1世帯基本的には2人というふうに、ベトナムは共働きがほとんど多いので、この計算で残りの就業人口が外部、ハノイ市内あるいはソントイから来るといふふうに想定してございます。

2点目の話に関しまして、今現在ラップが実際に作成されず、移転をしやすいところから、あるいは実際に移転ができるところ、合意をより取り易いところから開発が、言い方は悪いですが、虫食い状態的に建設を始めていて、まさにご指摘のとおり、今はベトナム側の予算が少

ないので、その開発のスピードと今移転された用地の取得のスピードが大体とんとんで来ているので、今のところ大きな問題はございません。一方、その移転された住民に関しても、今のところ、村長さんたちは皆さん残っていますので、クレームというのは我々のほうで行ったサンプリング調査も当然住民に対してヒアリング調査も行うわけですが、そういったことも我々の耳に入ってきていませんので、金額的には決しておかしなものでコンペントされて追い出したというようなことはないかと思えます。

一方、ご懸念されているように、今後開発を一気に、例えば円借款なり、あるいはほかのODAで予算がついて、一気に150世帯を立ち退かさなければいけないかといいますと、最終的にホアラック・ハイテクパークを完成させるには、この150世帯、全世帯移転が必要になります。一方、それが近々に全部必要かというところではございません。基本的に開発は道路の部分を先に行いますので、既存の道路の拡張部分に面している移転者数をまず最初に1ステージとして移転を優先させていただいて、インフラがかからないところに関しては、随時入居者が決まる、あるいはディベロッパーの開発が決まる、その時点での移転になるかと思えますので、村を丸ごと一気に移転させるということにはならないかと思えます。

やはり今のままですとマネジメントボード事態の能力が、実際にラップもつくった経験もございませんし、建設事業自体も経験がないような省庁でありますので、我々のほうから今回、最後の調査段階で、今後マネジメントボードが行わなければいけない作業を全部表にいたしまして、すべての手順を書いてお渡ししてございますので、とりあえず理論的には担当者並びに副主席のズンさんにはご理解いただけたかと思えます。

以上です。

原嶋委員

この表の5.3.2の中のデイトタイムポピュレーションというのは、これは通勤とか仕事で常時通っていらっしゃる方もいらっしゃるれば、それ以外にもいろいろなビジターというのか、そういうのをトータルで予測されているということによろしいんですね。次に、前回のご説明とちょっと私食い違っているんじゃないかと思ったんですけど、ハイテクパークの敷地の中の居住者の方を、もともとの居住者の方は一たん全部立ち退いていただくというご趣旨のご説明があったように記憶しているんですが。

テディ ございません。施行計画は当初から今までのベトナムでの経験を踏まえて。立ち退きを終えてから始めるというのは、あくまでマネジメントボードはそうにしたいと希望はあるものの、実際に我々がインプリメンテーションスケジュールで引っ張らせていただい

るのは、基本的に徐々にやっていく形でのインプリメンテーションスケジュールになっています。

原嶋委員 スケジュールによるというのは、一気に全部立ち退かせるわけじゃないけど、最終的には全部立ち退かせるということ。

テディ そうです。その最終的というのが、マスタープランでは、2015年ですとか2020年目標となっているものの、実際にこれは入居者があってのものなので、例えば今、村があるところをディベロッパーが後にしたい、あるいはディベロッパーが名乗りを上げなければ開発されていかないので、マネジメントボードはあくまでも今回の幹線インフラですね、道路と下水処理場と、教育ゾーン、R&Dゾーンとあとはセンターシティー、こちらに関しては盛り土をやるので、そちらの移転は段階的にはやるという形になります。

原嶋委員 最後ですけど、そうなるとその段階的に行くということは、後のほうの住民は非常に不安定な状態に置かれる可能性があるということですか。

テディ 逆ですね。

原嶋委員 もしかすると、計画自身、計画どおりに行くかもしれないし、日本なんかでよくありますけど、計画したけど人が集まらないとか、その誘致、企業の誘致、入ってこないって場合もありますけれども、そうなってくるとその予定の人数が来ないわけですよ。そうすると、どかされるのか、どかされないのかわからないという不安定な状態の住民が出てくる可能性がある。

テディ 今回我々が最初のフェーズ1で指定した道路並びにその付近の方々以外で、立ち退きを今したいとおっしゃる方であれば、当然立ち退きは先にさせていただくのが一般的でございます。といいますのは、後になればなるほど皆さん粘って、土地の価格ですとか、あるいは最終的に移らないで、自分たちでビルを建ててしまったりとかという前例がございますので、逆に彼らとしてもどこまで粘ってその地価を高騰させるか、あるいは不便さも当然建設時にはございますので、そこら辺のバランスは各住民のネゴシエーションで発生するものだと思います。

ハノイの北部の開発の例で言いますと、最後まで残ったほうが得でしたね。土地の価格が3倍に上がって、しかも一部はもう本当に自分たちでアパートをつくってしまって、商売を始めて潤っているぐらいなので、ですので、そこら辺はいかんともしがたい経済的な問題がございます。

村山委員長 ちょっと確認ですけれども、現段階で既に始まっている移転に関しては、金銭的には補償されていて、特に問題が発生しているわけではないと。ただし、原嶋委員のコメント

トからすると、移転用地が十分に準備されているわけではない。こちらも事実ですね。

テディ 移転用地に関しましては、十分という言い方がちょっと適切かどうか異なると思うんですが、実際に彼らはホアラック・ハイテクパークの北側の道路のさらに北側、そちらのほうに移転先の住宅地というのを整備してございます。ただ、その整備は住民の意向を一切聞き入れずに、ただ単に管理委員会のエンジニアが、1戸当たりこれぐらいの敷地で、これぐらいの道路率でちゃちゃっと絵をかいて建設してしまった。ふだんであれば、当然その移転される方々の今現在持っている資産に合わせて、敷地の計画をされるんです。今回はマネジメントボードが不適切な手順を踏まえているという言い方の、個々のセクターが今言った移転先を整備するエンジニアリング部隊あるいはコンペンセートのお金を用意するファイナルンシャル部隊とか、ここをだれも統括していなくて、自分たちの判断で進めてしまっている。ですから、二の足を踏んだりですとか、手戻りがあったりだとか、それは本来であれば、RAP をつくることによってそれぞれのその手順、だれが先で何を踏まえてからそれをやらなきゃいけないというパスが見えてくるはずなんです。これをつくられていないがために、そのパスが見えてなく、ただ、予算があれば、その予算を消化するために各部門は自分たちの作業を淡々とやって、結果的にそれで合意が得られれば、それで移転は進むんですが、合意が得られなかったら、そこでまた足踏みというのが現状でございます。ですから、不十分というか、土地はまだありますので、ただその土地が移転者にとって適切かどうかという意味での不十分という評価にさせていただきます。

村山委員長 すると、各方に関する手続に関して、少し適切性に課題があるというような感じですかね。

テディ はい。

村山委員長 わかりました。それでは、ほかにいかがでしょうか。長谷川委員。

長谷川委員 代替案の4番から6番、ちょっとこれについて質問というか、コメントさせていただきます。

私を含む3名の委員が代替案についてコメント、これはJICAのガイドラインでも代替案比較は是非やろうということで、こんな質問になっているんですけども、わずかな no action しかないという理由については、大もとの計画が相当重なって進捗が大分行っているから、なかなか面的な話では難しい、これは理解できました。それで、田中委員が提案されているように、いろいろな技術的な代替案があるんじゃないかと。これはまさにそのとおりで、一応そういうことをやってみて、こういうふうな環境を配慮した結果で箇条書きになっていますよね。

これは書きぶりだと思うんですけども、やっぱり重要な代替案比較の部分ですから、私、報告書を隅から隅まで読んでいないのでわからないんですけども、もし代替案ということをクリックアップしてこういった箇条書きにした部分に至る経緯が書いていないのであれば、代替案比較ということでしっかり書いておいておかれたらいいんじゃないかなと思います。

テディ 報告書。

長谷川委員 報告書の中でもですね。

テディ ベトナム側がそれを好まないんです。といいますのは、例えば道路の幅員、基本的にベトナムはご存じのようにバイク、自転車が多いところなので、幅員に余裕を持たせないと、交通安全面で問題が。ベトナムのレグレーションで決まっていますが、以前はお金がないせいで個人的には思っていますが、狭い幅員でつくってしまったんです。それを我々は広げていきたい。その比較検討をつくって、Passenger Car Unit で考えると、3分の1は確実にバイク、自転車です。そうすると、そこを走る部分が必要だという話をしていたんですが、基本的には最終的には我々のほうでワイドニングという言い方も報告書で言ったりとかして、我々がよりよいと思ったものは大体のんでくれたものの、ただ一方、今既にテナントさんですとか、あるいはセールスを行っていて、今までつくっていたものが要するに不十分なものだというふうに思われるのは、ちょっと今後のその開発の促進、あるいは特にインベスターの不安をあおるというのがあって。それで今回はMOTですとか、他の省庁が関係しているものですから、やはりそこの摩擦を避けたいので、最後は本当に結果だけにとどめています。特にインターチェンジが一番大きな部分になっていまして、インターチェンジ本体はMOT、交通省がつくる形になって、それにけちをつけた形になってしまったんですが、これもやはり穏便にといいますか、波風立たずに結果を述べて、MOTのほうも実際にはもうそれでオーケーしてくれたので、これ以上波風立てて、あれが悪かったというのは全く必要ない話ではないですかというのが議論でありました。

長谷川委員 波風立てるということは全く要求していなくて、けちをつけるというよりは、淡々と環境配慮の面から、ベトナム側とも相談しながら、こうなりましたという過程といいますか、代替案の比較をやりましたというところを正々堂々と書きかえたらよろしいかなと思ったただけですね。

テディ すべてバックデータをもとに数字を積み上げていきますので、淡々と書くものなんですけど、比較表自体が。それを受け取る側としては、やはり立場が変わると読み方も変わってくるので、今のカウンターパートとしては、どちらかというところ、MOC、MOT、MARDにお

願いする立場にありますので。彼らの言い分も調査団としては一理、二理あるなと思ひまして、それを控えました。

長谷川委員 わかりました。それから、6番目ですけれども、ここで保全措置を考慮した、あるいは考慮しない場合、2つ分けて評価をとというのは、これはこの前の説明会の際にもこういうふうなことでよろしいかと思うんですけれども、その下に、事業実施でプラスの効果が期待できたり、あるいは環境保全措置が行われたり、社会影響が低減されるとか、これはもちろん環境を配慮すればそうなると思うんですけれども、それにしてもこの前、比較の材料として、no action ということていただいた結果を比較すると、やはりプラスとマイナスが両方ちらばっているわけですね。しかも、そのアクション、つまり実施した場合の結果は、保全措置を考慮した結果ですよということも言っておられましたよね。にもかかわらず、やはりマイナス面も幾つか出てくるということであれば、この3つのところをちょっと強調されただけではちょっと合理性がないと思うんですよ。もう少しうまく、やはり実施すべきだという何らかの工夫をしたらどうかということでございます。

以上です。

村山委員長 田中委員、どうぞ。

田中委員 今回のその代替案の話ですが、そのカウンターパート方が好まないというか、少し難色を示して、したがって、no action 案といわば提案のこの原案といえますか、この2つの案の比較にとどめておくと、こういう趣旨で今ご説明があったという、そういう趣旨ですか。

テディ 道路は道路水道は水道それぞれのパートでそれぞれの案を出してございます。こちらのほうにしましては、例えばMOT、先ほどのインターチェンジは、マネジメントポートというよりは、MOSTからMOTに対して陳情書をお願いしますという形で、比較といえますか、我々が検討した結果を述べて、幅を広げてください、そういったものは出てございます。ホアラック・ハイテクパークは全体像でのA案、B案というのはございません。一個一個のパートでA案、B案というのが個別に出てございます。今回はFSになりまして、どちらかというと、個々のセクターの技術面での詰めになりますので、その全体像でそういったものは取りまとめてございません。

田中委員 まさにそういう趣旨で、私は、5番でそういうことをちょっと書いたつもりなんですけど、そうするとその個々の施設というか、重立った大きな施設について、そのA案とB案ということて提示をする。つまり、要するにこのレポートしてはそういう配慮もしつつ、この



案が絞り込まれてきましたと。そのプロセスを明示するということは、それは好まれないということなんですか。

テディ そうです。

田中委員 不思議な印象がありますが。

テディ そうですか。多分、事業が進むにつれ、やはり特に関係者が多く出てきますので、それぞれの関係者の心情というのは異なるので、それは特に、今後彼らはいろいろお伺いを立てに上がらなきゃいけないところを、“いや、おれの意見をおまえは真っ向から反対して”とかいうのがあると、後々、特にベトナムはそういうのは毛嫌いする風土がありまして、ただ、ちょっと話が飛んでしまうんですが、1点だけ。

カウンターパートには何も言っていないで、急遽、我々で提示したものがございまして、これはまさに環境の問題なんです。捨て土の処理に関して、実際に自然発生のもので、日本の基準からいきますと下回るんですが、ベトナムの基準が要するに世界のトップクラスの基準を切って張ってつくったものですから、どうしても厳しい基準になってしまって、今の表層の部分、に窒素と重金属が出てきて、これは処理しなければいけない。これを処理するに当たって、約5.4億円かかるんです。これを我々としては当初はこれに関して、そこまで費用がかかるものとは想定していなかったもので、単に運搬してどこかに捨てればいいのかと。今回F Sのほうでは、お金を急遽入れさせていただいているものの、今後この事業が進むに当たって議論になるのかなというのがあって、もしお知恵を拝借いただければ

田中委員 いずれにしても、個別に話していけば、J I C Aのレポートとして、作業団の作業としては多面的に、科学的に影響評価して、この原案がいいという、そういうプロセスをとりましたと。単に1案のみではなくて、多面的な検討も行ったというのは評価されるべき、こちら、日本側からすると尺度だと思うんですね。だからそこは、ベトナム側のそういう意向があるということは、なるほどというか、それもあるかなというふうには想像はつきますが、私自身は日本側のJ I C Aのレポートを審査する側からすると、不思議な印象を持つということですね。

ところで、もう一つは、この今日のコメントの中の具体的にこういう案に一部変更しましたということで、数項目、五、六項目書いてございますね。これは、したがって、今回のF Sの計画に至る前の段階でこういうものを見直しをした。例えばセットバックを確保したとか、施設を確保、こういうことをやったわけですね。

テディ そうです。

田中委員 そうするとこのプロセスは、結局ある種の環境配慮の側面からいわば代替案を検討したと。このプロセスは書くことはできないんですか。

テディ 今回のセットバックの件でしたらできますね。

田中委員 つまり、この数項目ですけれども、こういう観点からということですよね。それが先ほど長谷川委員がおっしゃられたことかなと思いますが、そういうことをちょっと。

それからもう一つは、3.2の一番上のところに、ディベロッパーの進出に際して、これ、ディベロッパーの進出って、恐らくこれからのある開発予定地が開発されるときに、環境配慮を義務づけるガイドラインを制定するとありまして、これは、この意図はいわばEIAのようなことをやるという意図があるんですか。個別のこのディベロッパー、土地開発に関して。そういう意味ですか。

神下 EIAというよりは、ディベロッパーと契約を結ぶ際に、その環境保全の面でディベロッパーが遵守すべき事項をガイドラインとして提示して、それを遵守できないディベロッパーは進出できないという形のものを策定しております。

テディ 2種類ございます。ディベロッパーに関して、今彼が言ったように、管理委員会が、ガイドラインをつくりまして、そういった環境面での留意点を記入した建設、コンストラクションガイドラインというのが一つございます。一方、ディベロッパーはディベロッパーで、別途、彼らはEIAをつくらなければいけません。各ゾーン、例えば工業ゾーンですとか、あるいは住宅ゾーンですとか、これはこれでベトナムの基準にのっとったものになりますので、二重のフィルターになります。あと先ほどの比較できるものをご指摘いただいたようにございますので、それはあわせてやります。

田中委員 わかりました。ありがとうございました。

村山委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

先ほどの捨て土の話は廃棄物の部分ですね。

テディ すみません。

村山委員長 そういう意味では11番のところで扱ったほうがいい話かなと思いました。

もしないようでしたら、後半のご説明をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、8番以降、お願いいたします。

神下 それでは、コメントの8番以降ご説明さしあげます。

影響評価方針に関して、8番目のコメントとして、計画に伴う環境影響評価に関して、土地造成事業及び複数の基盤整備事業により、個別の事業計画ごとの環境影響とともに、複数の整

備事業に伴う累積的・複合的な環境影響も予測される。例えば排水・雨水対策に伴う護岸整備や下水道整備、下水道処理施設整備等により、水文や自然生態系への複合的な影響が発生する可能性がある。これらについて予測評価することを考慮すべきであるというコメントをいただいております。

いただいたコメントの趣旨を勘案して、EIAに反映したいと考えております。別紙資料として配付しておりますが、主な個別事業に対する環境影響の予測評価、結果並びに緩和策、環境保全策を一覧として提示させていただいております。主な個別事業として、道路及びその道路沿道のユーティリティー関連のインフラ整備、それと下水処理施設、三地区の土地造成、あとは洪水対策関連の施設整備を個別事業として4つに分けて、それぞれについて環境項目ごとの予測評価、環境保全対策を表としたものが別紙となっております。ここではご説明を割愛させていただきます。

コメントの9番ですが、具体的には基盤整備事業として洪水対策・雨水排水対策が立案され、雨水調整池の設置、雨水排水管の設置、タンサ湖周辺護岸整備などが計画されています。これらにより、水文や地下水への影響、自然環境・生態系への影響が懸念され、その影響の予測評価とともに、緩和策（保全対策）が必要であるとコメントいただいております。

洪水対策と雨水排水対策と自然環境・生態系への影響に関してですが、見解のところに示していますが、計画地の現況は農地が多くを占めております。既に人為的な影響をある程度受けている地域が多くを占めていると認識しております。ホアラックの計画が実施されない場合には、計画地全体としての人口は微増していくことが、旧ハタイ省の人口統計を考慮すると想定されるのですが、この場合にはタンサ湖周辺の環境、水域というのは無計画、小さな事業者個人等による開発により影響を受けてまいりますので、タンサ湖沿岸の環境も脅かされるおそれがありますが、今回のような計画に基づく事業の実施によりこれらが保全されるとともに、まとまった緑地も確保される計画であることからの影響の低減も図られると考えております。これは洪水対策、雨水排水対策としての施設整備ですが、ある一方で、それは生態系ですとか自然環境の保全策ともつながっていると理解しているということでございます。

コメントの10番ですが、排水処理に関しまして、排水処理に関しては、当該地区ではハイテク産業、中小企業、試験研究機関等の立地が予定されておりますが、これらから発生する有害物質についてはどのような処理対策を計画されているか。特に、排水処理に関して策定されている下水道処理施設計画や有害物質処理への対応が困難であり、また処理汚泥はコンポスト化して再利用を予定していることから、慎重な有害物質処理対策が必要であるとコメントいただ

いております。

これに関しましては、先ほど少し話題に出ましたが、研究開発地区やハイテク工業地区等の各地区への進出を行うディベロッパーの活動に伴う環境影響を管理するための開発ガイドラインを用いたディベロッパーの管理を提案し、計画しております。このガイドラインでは、ハイテクパーク内での有害物質の製造・使用・保管を原則禁止、並びに下水道網への排水受け入れ基準やベトナム国の環境関連法令の遵守を規定しております。

コメント 11 番として、廃棄物管理に関しまして、1 日当たり 152.6 トンの廃棄物をどこに排出するのかを明らかにするとともに、搬出先の処理能力も示すべきである。公園外で処理するとの説明だけでは不十分であるとのコメントをいただいております。ハイテクパークからの廃棄物、ハイテクパーク内で発生する廃棄物は、ベトナム国の基準にのっとりまして、認可を受けた公社により収集・運搬され、有価物以外はその U R E N C O という公社が管理・運営する施設において処分するということが、管理委員会と U R E N C O の間で既に合意されております。処理先となる施設は E I A 案のページにも示しておるのですが、ベトナム政府に認可を受けた公社により適切に処理がされるように、管理委員会としてもホアラック・ハイテクパーク内の活動を監督していくと考えています。

コメント 12 番、環境管理計画 / モニタリングに関するコメントですが、本計画の供用後の事業活動において環境影響を緩和・低減していくためには、基盤施設整備後及び施設供用時における環境管理・環境モニタリング、モニタリング結果に基づく保全対策実施等のプロセスが重要であり、この旨を強調して記載すべきであるとコメントをいただいております。

このコメントをいただいた趣旨を踏まえ、E I A 案にその旨を強調して記載したいと考えております。

13 番目のコメントで、数ある環境項目の中から、環境モニタリング計画に示された環境社会項目が特にモニタリングの対象として抽出されたプロセスや合理性を調査報告書に明確に記述することとコメントをいただいております。

モニタリング対象項目の選定について、ご指摘いただいたとおり、E I A 案に合理的に説明したいと考えております。その抽出プロセス案として示しておりますが別紙 2 でございます。環境モニタリング項目の選定に関しましては、環境影響評価の検討において対象とした項目をまず基本といたしまして、その中から人体に影響を及ぼすおそれのある環境項目については環境質の現地調査を、また、非影響住民の社会経済状況に関する項目については、アンケートの基づいた現地実査を想定しております。適切な環境保全措置の実施が環境影響予測・評価結果

の条件となっている項目が多くありますので、それらにつきましては、事業者による環境保全措置の実施状況の確認として、これは項目として計画に追加したいと考えております。

以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、この部分に関して、コメントがありましたらお願いします。

田中委員 最初のほうは、私が出したのはこれで理解できましたのでいいんですが、この10番の関係で、先ほど話が出た管理委員会の開発ガイドラインをつくって、これで進出ディベロッパーを一応管理していこうということですね。そこで、このガイドラインでは、この説明では有害物質の製造・使用・保管を原則禁止をするという、こういう規定を設ける。したがって、そういうことを取り扱う企業なり、あるいは施設というのは進出できない、進出させないということが前提になるんでしょうか、この意味は。

テディ 違います。

田中委員 そういう意味じゃない。

テディ はい。具体的には今既に名を挙げているところで、NIH Eという感染症センターが来たいというふうにおっしゃられていて、名感染症センターなので、我々のほうで廃棄物に対応できるものではございません。ただ、ここは科学技術をはぐくむ場所でありますので、そういったものが出てくる可能性はこれからもありまして、それらに関しましては一次処理、我々が受け入れられるレベルまで、例えば下水でしたら一般家庭排水レベル、廃棄物であればURENCOが既に持っている引き受けられるレベルまで独自で一次処理を各テナントさんで行っていただくというのが前提になります。ただ、一次処理をやれば、だれもかれもが来れるかということ、例えば産業、工場であれば目的が異なりますので違って来るかと思うので、やはりそこら辺は随時といいますか、原則的にという言い方をさせてもらっています。

田中委員 そうすると、この開発ガイドライン、つまり進出ディベロッパーに対するいわば提示をするガイドラインのこの意味づけというか位置づけはどういうものになるんでしょうか。

テディ 内規です、ホアラック・ハイテクパークの。

田中委員 いや、内規としても、例えば有害物質の製造・使用ほかを原則禁止すると明記してありながら、しかし、そういう企業なり施設を受け入れますというのは矛盾していませんかという質問ですが。

テディ 工場ですとか、企業であれば原則基本的にはお断りです。ただ、科学技術を促進するR&Dの部分になりますと、ベトナムのR&Dを持ってこようとしているので、例えば先ほ

どの感染症センターだけほかのところという話にはなりかねないので、それは今引き受ける方向で話が進んでいます。

田中委員 そうすると、丁寧に説明しなきゃいけないのは、つまりこの開発ガイドラインというのはやっぱり民間企業向けであると。そうすると試験研究機関、まさにそのR & Dのところには、何らかの環境配慮の要綱なり基準なりは適用する、そういう必要がありませんか。あるいは、そういうところから出てくる排水は、今の話でいけば、一次処理を施設の中でやって、一次処理した排水を施設全体の下水道で受け入れると、こういう仕組みですよ。そうすると、今言った施設単位でやる、例えば一次処理をするときの基準であるとか、そういうものをきちんと要求していかないと。

テディ しています。

田中委員 だから、繰り返しますが、ガイドラインとここに書いてあるのでいいんだという、そういう何かご説明だった、この見解と対応が。だけれども、そうではなくて、もうちょっとそこは丁寧に整理しないといけないんじゃないでしょうかということです。

それと、重ねて繰り返しますが、そうすると今言った、まず一つは民間企業向けには、このガイドラインを適用して原則禁止をする。有害物質を使用する、あるいは保管する企業は排除する。試験研究ゾーンについては、そういうものを使用する、保管する施設も一応認める。そうすると、そういうことに対してどういう基準を適用し、それをどうやって管理、監視していくのか。それがかなり重要な話になって、これが私が言う12番のところにつながっていくわけですね。環境管理、環境モニタリングが非常に大事であると。だから、そういう文脈でいいですか、趣旨で受けとめていただけるといいなと思います。

以上です。

村山委員長 長谷川委員。

長谷川委員 同じくモニタリング、13番ですけれども、ちょっと確認させてください。スコーピングで対象でなった項目をモニタリングの対象としたと。モニタリングの項目を大きく3つに分けると、人体に影響、それから社会経済状況に関するもの、それから環境保全措置と3つに分かれる。その3つのグループについてはこういうふうな方法でモニタリングをしますというふうな、そういう理解をしました。それで、スコーピングのときに幾つ調査項目として選んだか、ちょっと覚えていないんですが、結構たくさんありましたよね。

神下 はい。

長谷川委員 だけれども、この前説明会でお見せしていただいた項目はもっともっと少なか

ったですよ。つまり、理想的にはすべての項目についてモニタリングをしていけばいいものの、やはりお金もかかるし、人材も必要だし、やはりベトナムが非常に負担になりますよね。かえって非効率になったりして、モニタリングで何をやっているかわからなくなる。そういう意味で、やはり絞り込みということはある程度モニタリングであっても必要かな、そういう意味で、私、このコメントを書かせてもらったんですが、ですから、逆にスコーピングでやった項目すべてモニタリングやりますということになっちゃうと、何のために予測評価やったかわからなくなっちゃいますし、この辺は先ほど私が理解をしましたということだとすればそうなんじゃないですか、この辺。

神下 前回のご説明のときにプレゼンテーションでお示した表に該当するのが、今回の回答で説明させていただいています人体に影響を及ぼすおそれのある環境項目と非影響住民の社会経済状況に関する項目というものに当たると考えております。予測評価、モニタリングの項目を減らすということで、限られたリソースを有効利用するとかという考え方もあるとは思いますが、予測の前提条件となっております環境保全の措置の実施状況というのは、やはりモニタリングの対象とせざるを得ない、それはそのように考えておまして、事業者として実施していくものは環境保全措置ですので、それで実査を行うほどの負担にはならないとも考えております。

テディ 実際にその点をご指摘いただいたとおり、まず調査団内でも3つの観点から再度検討させていただきたいと思います。一つはやはり神下が言うように環境の側面から、もう一つは人材、彼らの能力の側面から、あとはハード面から本当にそれがどれぐらいの影響があるのか。工事時あるいは実際に運転段階、それはインフラの舞台で検討させていただきます。

長谷川委員 ありがとうございます。それで、モニタリングの計画案を提案すると思うんですけども、あのときにすべての項目があってもいいと思うんです。理想ですからね。ただ、そのときにこの項目については頻繁にやるとか、それから方法論的にもうこれは重要だからちょっとお金をかけてやるとか、ちょっとその辺のきめ細かさ、濃淡づけ、めり張りをつけたものを提案されるとベトナム側は集中してできると思うんですね。ちょっとこれお願いしたいと思います。

村山委員長 ほか、いかがでしょうか。原嶋委員、どうぞ。

原嶋委員 10、11に関連して、いわゆる日本で言うところの産業廃棄物については、これは先ほどご指摘がありましたガイドラインの中でも扱っていることなのかという点が1点ですね。2番目は、先ほどちょっと担当者の方からあえてご指摘があったと思いますテレの問題は、

これは建設中の問題ですけれども、基準が厳し過ぎるといっても、基準を守るコンプライアンスをおろそかにするわけにはいかないというしか審査会としては申し上げられないと感じました。 テディ ありがとうございます。

神下 廃棄物に関しましては、ベトナム側の基準というか廃棄物の区分で、有害性を持っているものは別途処理することになります。その処理業者、それもURENCOになるんですけども、それも一般無害のものと有害のものは別々の認可が必要になりまして、今回のそのFSの計画でうたっておる計画では、有害物質に関しても適切な、政府にちゃんと認可を受けたそういったところに委託する形で処理するように計画をしております。ですから、事業系であっても無害なものは一般廃棄物と同様に扱うことができるということでございます。

原嶋委員 有害なものについては事業者が処理するという方針ですか。

神下 事業者が責任を持ちまして、処理が可能とされている処理先、それもURENCOなんですけど、そこと個別の契約をして処理をするということになります。

原嶋委員 それについては、先ほどちょっとご指摘になりましたガイドラインなどで担保していこうというふうなお考えなんですか。

神下 はい。

田中委員 今の関係で、事業者から出てくる事業系の廃棄物で有害なものはそういう形で処理するけど、無害と認められるものは一般廃棄物のほうに回すと、こういうご説明でしたが、その有害とか無害というのは事業者が判定するんですか。

神下 それはベトナム側の基準にあります。

田中委員 判定というか、つまり調査するということか、有害性があるか否か、あるいは無害であるかどうかというのはどの段階で、どの立場の方がやるんですか。

テディ 回収する事業者のURENCOというのが日本で言う清掃局に当てはまりまして、URENCOが今いるのはハノイのURENCO去年まではハタイ省だったので、ハタイ省のURENCOでございます。このURENCOが処理施設を幾つか持っていて、当然一般家庭廃棄物であれば普通のサニタリーランドフィル、医療系でしたら高温の焼却炉ですとか、あとはたしかもう一種類、ごめんなさい、ちょっと忘れちゃったけど、ありまして、引き受ける前に彼らが審査して、それで彼らがどの施設に持っていくか判断します。その基準はすべてベトナムのレギュレーションというよりは、彼らの焼却施設、要するに処理施設の能力で、彼らが最終に排出するときにベトナムのレギュレーションを守れる濃度を想定しているの、それに従っていると思います。



田中委員 そのURENCOがいわば有害性の審査とか調査をする。ああ、なるほど。わかりました。

村山委員長 よろしいでしょうか。先ほどの捨て土のことでちょっと事実関係をもう一度確認したいんですけども、お話ですと日本の土壌環境の基準よりも厳しいと。

テディ はい。

村山委員長 それで、ベトナムは一般的にその基準を守れるような地域が余りないと。そうすると表土であっても、移動させるだけでそれは有害な廃棄物になるということになりますね。そうすると、開発をするのは非常に難しいということになりますね。ということでよろしいですか。

テディ はい。一般の民間企業であれば、そこまで厳密にやらないので、やはりODAになってくると、全て監査が入りますし、そうするとその処理をどうするかと。今実際に日本の円借款の事業で処理設備を設計したんですが、これを行ったのが去年の1月、2月、ベトナム側もその基準があるのは皆さん知っていたんですが、それを実際に処理しなければいけない。また、処理するのにそんなにお金がかかるのと初めてそこで発覚して、ベトナム側もようやくその基準の重さに、実際にODAの案件を担当している人たちは気づき始めたというのが現状です。願わくば彼らのレベルに合った、あるいはその風土に合ったレベルに改定してもらいたいというのは当然望んでいて、今回その円借款事業に関しても、ベトナムが決めたものを日本の基準から見てもう本当は有害ではないのに、要するに人間に対して害がないじゃないかというのは、日本の基準ではクリアしているので、余りないのにお金をかけてしまって。今、設計が終った段階なので、これからそれをビッドにかけて、本当にそれで処理するかしないかというのはその後の判断が入りますけど。

野村委員 すみません教えてください。

日本の場合、工場の跡地等々でそれを転売しようとして、それを買おうとした、あるいは買った人がそこは土壌が汚染されていたと。そんな土地にこんな価格、価値はないじゃないかと。あるいは、ほかに使い道がなくなっちゃうじゃないかというような形でもめているというのが理解なんですけれども、それが工場跡地じゃなくて、自然由来で、記憶では銅と砒素か何かだったような気がするんですけども、それが自然由来である。その工場の跡地じゃなくて、自然由来であったときに、ベトナムの法規上、その土地は利用しちゃいけない土地だということになっているんですか。それとも、その土壌を改善しなきゃいけないという法律になっているんですか。

テディ 現状は、その法律自体は数字として存在しているものの、実際に、それをどう対処しなさいですか、対策、対応策までは至ってございません。実際にその前年の案件で言いますと、ハノイ市内の池の底をの掘削の案件だったにもかかわらず、（有害物が）出てきてしまったがために、初めてアクションをとらなければいけないんだというのに要するに彼らも気づいた。ただ、建設省傘下の者は気づいたんですが、このレグレーション、の数値を設定した自然資源環境省のほうまで声が届いているとは、聞いてません。

野村委員 日本のODA絡みだから、より厳密になるのはそれはそれでいいと思うんですけども、ただ自然由来ということになると、もう至るところみんな、何の事業をやろうとしても、公民館を建てようとしても土壌を改善しなければ、公民館が建てられないと。

テディ はい。そういったときに、例えば今の建設ですね。建物の建設といった基準からいいますと、土質調査をする基準というのはないんですね。上に乗っけるだけなので、基本的には地帯力の審査と、測量だけになるので、そういった検査すらしなのが現状です。

野村委員 じゃ、何らかの拍子に検査して、それが出てきちゃったらもうアウトと。

テディ おっしゃるとおりです。

野村委員 というのがその現状だということですか。

テディ はい。

野村委員 それはもうODAだろうがなかりうが、ベトナムの至るところでそういうことが起こっている可能性があって、今まではそれが認識されていなかったと。

テディ そうです。逆にODAでなければ、そういった調査に十分な資金がなく、どちらかという認可もとらないで建てちゃったりとかする人が大半なので、そのままスルーでいってしまっているんですね。

野村委員 じゃ、これからその調査が流行ったりすると、続々と……

テディ はい。そう思います。 村山委員長 やっぱり厳しい基準が守られることは、環境社会配慮上、環境省はいいとは思いますが、原則的かどうかというのはあると思うので、例えばそこに行くまでのロードマップとか、そこに関する課題は指摘するということがあってもいいような気がしますけどね。

テディ わかりました。ありがとうございます。

藤倉委員 すみません。参考になるかどうかかわからないんですけど、ヨーロッパ開発銀行が融資を出すときに、その東欧の基準というのはやたらと厳しくて、どう考えても守れないということが時々あるんだそうですが、そのときはどうするかということ、要するにそのヨーロッパ

会議の中で、もうこれでいいんだと判断をする。これは基準を超えているけれども、ヨーロッパ会議としてはこれでいいんだといって融資を出すというわけですね。それがマエで通用するかどうかわからないんですが、そのあれでいけば、もうベトナム政府に判断してもらおうでしょうね。これは基準を超えているけれども、お金、自然由来なのかどうか置いておいて、経済的に達成不可能であると、彼らに判断してもらうしかない。こちらはできないので、そういうふうの一つの逃げ道と言ったらいけないんですけども、そういう解決策もあるのではないかなとちょっと思ったので発言しました。

村山委員長 そういったほかの事例もあるということ。

野村委員 どういうふうに考えていったらいいんだろうかと意見を求められれば、こういう公共事業でなくても、民間の事業でも環境負債というような考え方が企業の会計上求められてきている時代になっている。つまり、自分たちが持っている土地が将来その土地を、工場の土地でも何でもいいですけど、その土地を将来、工場としての用地をやめて転売するか、あるいは借地を戻さなきゃいけないというときに、その土地が法律上、その土壤汚染等にかかったらば、その処理をしなきゃいかんということが見込まれるのであれば、それは現時点から企業会計上、費用を計上しておかなければいけませんよという会計基準が導入されようとしているんですね。

そういう時代であることを考えると、汚染されたと言うべきなのかわかりませんが、そういう土壤の上に建った工場の資産は一部負債を抱えているというような言い方になるんですけども、ただそれが工場の跡地だとか、あるいはため池で長い間蓄積しているとかいうんだったらわかるんですけど、どこでも歩くところみんな汚染露出されていますという中で、そんな考え方を持ったとしても、何の意味があるんだろうかという気はしますので、ちょっとその辺は建前論的な議論と実態とがちょっと合っていない。ただ、問われれば、こういうご時勢、環境負債とかいうようなご時勢になってきているときに、いや、無視して構いませんとはなかなか立場上是言えない。

テディ 我々も、害があれば、日本の基準を下回っているものですから、害があると言い切れないんですね。しかも、自然由来なものですから、実際の実測値とベトナムのレギュレーション、日本のレギュレーション、実際にかかる費用（を提示して）そこらの判断を早急に管理委員会ともんで、環境省のほうで協議する必要があると明記させていただきたいと思いました。

村山委員長 それでは、大分時間も過ぎてきているんですが、ほかに全体を通じて何かありますでしょうか。

もしなければ、事務局から。

杉本課長 それでは、事務局のほうからお知らせです。

今日は皆様、どうも長い時間ありがとうございました。次回の予定、お手元の 13-1 という紙がございしますが、2 ポツでございします。年度明けまして、4 月になってからでございしますが、1 件、諮問を予定しておる案件がございします。今日と同じベトナムの「持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査」、このスコーピング案が上がってくる予定になっておりますので、4 月 13 日の月曜日 3 時から、場所は同じここの 12C でございしますが、まず案件の内容につきましてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それを踏まえまして、またコメントをいただいて、諮問答申という形をとりたいというふうに思っております。

あと、今日、その下に 1 枚、紙を配らせていただいております。これは前回たしか 10 月ごろに、20 年度採択案件ということで配付させていただいた資料がございしますが、その続き、その後採択になりました案件を、一応年度末ということもありまして、まとめさせていただいて配付させていただいております。ご参考までということでございしたいと思います。

以上です。

村山委員長 ありがとうございます。ちょっと私の言い方が悪かったんですが、ベトナムの案件に関して、事務局のほうで何か今後の予定でお話しいただけることがあればというつもりだったんですが。

宮崎 では、この案件についての今後の予定を話させていただこうかと思うんですけれども、本日、コメントをいただいたものについて、JICA 側、調査団の見解ということで話があったんですが、一部のコメント及び質問については類似したものもあるのかなというふうに思っておりますので、そのあたりを考慮して、答申案、担当、私がちょっと来週からいないものですから、何とか今週じゅうに案をまとめて、皆さんのほうに送付させていただきたいと思っております。そして、ある程度、恐らく 1 週間ぐらいですね、皆様からその案に対してコメントをいただいて、そして最終案のほうにまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

杉本課長 よろしく申し上げます。

田中委員 スケジュールは、次回は 4 月 13 日で、案件説明で、この答申案審議は、じゃ、4 月の下旬の審査会を予定されているということでしょうか。

宮崎 はい。

田中委員 そうすると、4月は13日、あと27日の予定になりますか。

宮崎 ええ。その予定です。

村山委員長 よろしいでしょうか。それでは、ベトナム案件はこれで終了ということで、ありがとうございました。

それから、今後の予定については、今杉本さんからご説明いただいたように、13日に案件の説明会ということになります。

それで、今日で、そうしますと年度の区切りということになりますが、今回でご退任の申し出があった委員が何人かいらっしゃって、今日ご出席の中では中村委員と藤倉委員でしょうか。いらっしゃっていますので、何かごあいさつでもあればお願いをいたします。

藤倉委員 ほとんど何も貢献できなくて申しわけありませんでした。引き続きJICA研究所のほうには籍がありますので、また何かあればと思います。よろしく願いいたします。

村山委員長 ありがとうございました。

中村委員 私もちよっと年度を変わってから、いろいろと事業が忙しくなりそうで、スケジュールのとり方が難しく、籍を置いても余り貢献できそうもない状況になりそうです。ひとまずここで今回は失礼させていただきたいということでございます。よろしくご理解ください。

村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかに何か委員の方からありますでしょうか。長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 延長ですよ。やり方については、常時入ってきますから、技術的なところはありますけども、今までのやり方と同じというふうに考えておいてよろしいんですか。例えばグループわけをもう一回するとか、そういった話があるのかどうか。

杉本課長 基本的には今と同じ形をお願いできればというふうに思っておりますが、委員の方の一部ご退任というのはありますので、もしA、Bでアンバランスが生じ調整させていただく場合には一度ご相談させていただこうというふうに思っております。基本的にこれまで旧JICAの流れで、開発調査ですとか無償案件調査ということで、行っている案件は、今と同じような形で諮問、答申ということでやらせていただこうと思っています。

村山委員長 今、長谷川委員からご指摘いただいた点は、次回の審査会で少し確認、ご相談すべき点があればしたいと思います。よろしいですか。

それでは、ほかになければこれで終了したいと思います。よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。